介護情報基盤

介護保険資格確認等WEBサービスの利用にあたって

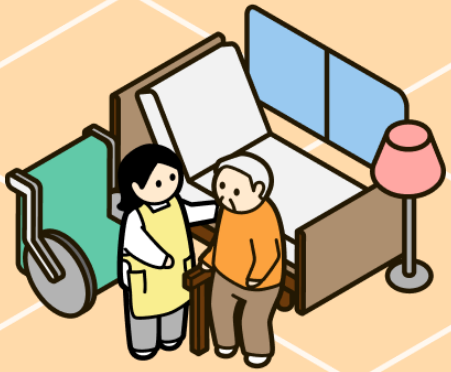

令和8年5月版

公益社団法人国民健康保険中央会

目次

目次

1 はじめに

2 介護保険資格確認等WEBサービスとは

3 介護保険資格確認等WEBサービスでできること

参考 介護保険資格確認等WEBサービスで閲覧できる情報

1 はじめに

はじめに

「介護保険資格確認等WEBサービスの利用にあたって」について

介護保険資格確認等WEBサービスの利用にあたって（以下、「本資料」と表記します）は、介護事業所（医療機関のみなし介護事業所含む※）が介護保険資格確認等WEBサービスを活用するために、できることや閲覧できる情報を理解してもらうための資料です。

利用開始に向けて、できることの全体像を把握したい時に役立つ資料となっています。

操作マニュアルについて

操作方法が分からない場合は、こちらをご確認ください

介護保険資格確認等WEBサービスをご活用いただけるように各種の操作マニュアルをご用意しております。こちらも合わせてご確認ください。

操作マニュアル一覧のリンク	https://ltcip.jp/prd/manual/index.html

※みなし介護事業所とは、介護保険法に基づく正式な指定を受けていなくても、健康保険法など他の法令で指定を受けている医療機関や薬局が、介護保険サービスの提供者として認められる制度です

2 介護保険資格確認等ＷＥＢサービスとは

介護保険資格確認等WEBサービス（介護WEBサービス）の概要（1/2）

介護WEBサービスとは

■ 介護事業所等のインターネットに接続した端末上で、介護情報基盤に格納されている介護情報等の閲覧や、介護情報基盤を経由した情報のやり取り等を行うために利用するWEBサービスです。

■ 介護事業所が情報の閲覧を行うためには、対象となる利用者の本人確認（後述）を介護事業所ごとに行う必要があります。

■ 一部の情報の閲覧には、利用者から取得した同意情報（後述）を登録する必要があります。

情報の共有画面（例）

情報の登録画面（例）

介護保険資格確認等WEBサービス（介護WEBサービス）の概要（2/2）

介 介護事業所・みなし介護事業所※向け　み みなし介護事業所向け　他 その他

※ みなし介護事業所とは、介護保険法に基づく正式な指定を受けていなくても、健康保険法など他の法令で指定を受けている医療機関や薬局が介護保険サービスの提供者として認められる制度です

介護保険資格確認等WEBサービス機能概要（令和8年4月時点）

情報の共有	利用者一覧閲覧	マイナ資格確認アプリで読み取った利用者または介護保険証の情報をもとに４情報を用いて本人確認を行った利用者の一覧表示	介
	利用者情報照会（証情報）	利用者の介護保険被保険者証、介護保険負担割合証、介護保険利用者負担額減額・免除認定証等の情報を表示 情報一覧はP24参照	介
	利用者情報照会（認定情報）	利用者の要介護認定情報の詳細情報を表示 情報一覧はP25参照	介
	利用者情報照会（認定審査会進捗）	主治医意見書の提出状況や認定審査会の実施状況等を表示 情報一覧はP26参照	介
	利用者情報照会（照会用LIFE情報）	LIFE情報(ADL等)を表示 情報一覧はP25参照	介
	利用者情報照会（住宅改修・福祉用具購入）	利用者の住宅改修・福祉用具購入に関する給付可能額等を表示 情報一覧はP26参照	介
	認定審査会資料共有	審査会資料参照用ログイン、審査会資料の参照/ダウンロード	他
情報の登録	利用者登録（本人確認）	利用者の介護保険証をもとに利用者情報を登録	介
	代行提出	居宅（介護予防）サービス計画作成依頼（変更）届出書の代行提出及び提出状況の表示	介
	同意登録・取り消し	利用者の閲覧同意が必要な介護情報を閲覧するための同意状況の確認、および同意の登録・取り消し	介
	主治医意見書・主治医見書請求書作成	主治医意見書作成対象者の情報登録、主治医意見書・主治医意見書請求書情報の作成・登録	み
	（予定）ケアプランデータ連携	ケアプランデータの登録、送受信 ※ケアプランデータ連携システムの機能が2027年1月に統合予定	介

利用開始までの準備

介護保険資格確認等WEBサービスの利用開始にむけて、利用する端末の準備と各種設定を行ってください。介護WEBサービスのアカウント登録は介護事業所の利用実態にあわせてご検討ください。詳しくは「導入準備作業手引き【別紙】セットアップ手順書（介護保険資格確認等WEBサービス）」をご確認ください。

利用する端末の準備	一般的なインターネットが使える環境	端末＋通信機器	• 介護WEBサービスはPCやスマートフォンなどの端末をインターネットに接続して利用します。 インターネットに接続するための環境が必要となります。
	新たに準備するもの	カードリーダー	• 利用者のマイナンバーカードのICチップ読み取りを行います。
		電子証明書	• 電子請求受付システム上から電子証明書（介護保険証明書・介護DX証明書）をダウンロードして、端末にインストールします。
各種設定	マイナ資格確認アプリの設定		• アプリを入手後、介護情報基盤ポータルから発行した「マイナ資格確認アプリアカウント」を登録します。
	介護WEBサービスのアカウント登録	アカウント種別	● **事業所ユーザ** 電子請求受付システムにログインするために利用するアカウントと同一のアカウントです。 事業所ユーザは、管理者ユーザの作成や各ユーザのアカウント管理ができます。 ※基本的に初回セットアップでのみ利用いただくことを想定しておりますが、初期セットアップ後もアカウント管理やユーザの権限変更を行えます。 ● **管理者ユーザ** 介護事業所の管理者に発行するユーザアカウントです。 管理者ユーザは、一般ユーザの作成および一般ユーザのアカウント管理・メールアドレス変更や、利用者の介護情報・資格確認、マイナ資格確認アプリ情報の登録を行えます。 ● **一般ユーザ** 介護事業所の職員に発行するユーザアカウントです。一般ユーザは、利用者（被保険者）の介護情報・資格確認を行えます。現場担当者の方は一般ユーザアカウントをご利用ください。
		職種区分/サービス種別	• 介護 WEB サービスでは、ユーザの職種区分およびサービス種類に応じて、閲覧可能な介護情報や資格情報を制御しています。詳細は「別紙　サービス種類と職種の設定と閲覧可能な情報について」をご確認ください。

ログイン方法(1/2)

介護保険資格確認等WEBサービスは以下の流れでログインをしてください。詳しくは「導入準備作業手引き【別紙】セットアップ手順書（介護保険資格確認等WEBサービス）」をご確認ください。

①介護WEBサービスの起動

- パソコンのデスクトップにある介護保険資格確認等WEBサービスのアイコンをクリックする
- 「管理者または一般ユーザログイン」をクリック

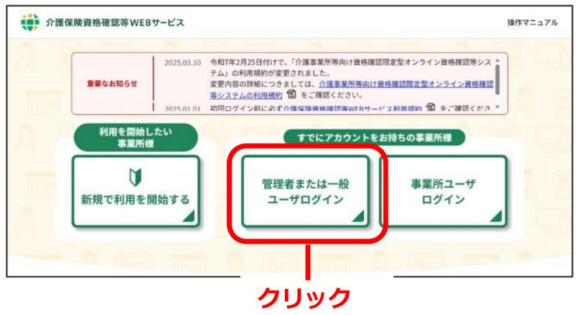

②電子証明証の選択

- ボタンクリック後に表示される証明書の選択画面で電子証明書を選択し、OKボタンをクリック

※［キャンセル］を選択すると接続ができなくなるため、証明書選択画面では［キャンセル］を選択しないでください。［キャンセル］を押した場合は、ブラウザを閉じ、再度手順①からやり直してください。

③ユーザID/パスワード入力

- ユーザID・パスワードを入力しログインをクリック

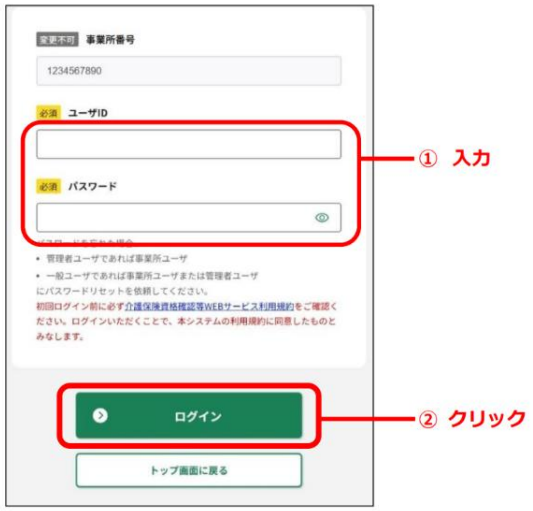

④ワンタイム認証コードの送付

- ワンタイム認証コードの送信方法を選択し送信するをクリック
- 「メールでワンタイム認証コードを送信」は登録したメールアドレス宛に、「SMSでワンタイム認コードを送信」は登録した携帯電話番号宛にワンタイム認証コードが送信される

ログイン方法(2/2)

介護保険資格確認等WEBサービスは以下の流れでログインをしてください。詳しくは「導入準備作業手引き【別紙】セットアップ手順書（介護保険資格確認等WEBサービス）」をご確認ください。

⑤ワンタイム認証

- ワンタイム認証コードが記載されているメール/メッセージが登録したメールアドレスまたは登録電話番号宛に届く
- ワンタイム認証コードを入力し認証を完了してトップ画面へ進むをクリック

⑥初期パスワード変更

（初期パスワードでのログイン時のみ）

- 新しいパスワードを入力しパスワードを再設定をクリック

※新しいパスワードは、半角英大文字、英小文字、数字、記号のうち 3種類以上を使用し、8 桁以上の文字列で設定してください。利用できる記号は以下のとおりです。

!#$%&()*+,./:;=?@[]^_`{|}~

⑦ログイン完了

- 管理メニューへ進むをクリック
- 介護WEBサービス管理メニュー画面が表示される

3 介護保険資格確認等ＷＥＢサービスでできること

介護保険資格確認等WEBサービスでできること

介 介護事業所・みなし介護事業所向け　み みなし介護事業所向け　他 その他

情報の共有

1 利用者一覧の閲覧 介

- 介護WEBサービスを利用して情報を閲覧する
- 利用者情報を確認する

2 介護情報閲覧（証情報、認定情報） 介

- 給付に必要な情報を確認する
- ケアプラン作成に必要な情報を確認する

3 介護情報閲覧（認定審査会進捗、照会用LIFE情報、住宅改修・福祉用具購入） 介

- 給付に必要な情報を確認する
- 要介護認定申請の進捗を確認する

4 認定審査会資料共有 他

- 認定審査員が審査会資料を確認する

情報の登録

5 利用者一覧への追加・削除 介

- 介護WEBサービスを利用して情報を閲覧する
- 利用者情報を登録・削除する

6 代行提出 介

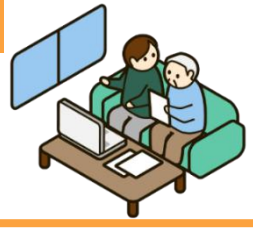

- 居宅（介護予防）サービス計画作成依頼（変更）届出書の代行提出及び提出状況を閲覧する

7 同意登録・取り消し 介

- 利用者の介護情報を閲覧するための同意状況を確認・取り消しする

8 主治医意見書・主治医意見書請求書作成 み

- 主治医意見書・主治医意見書請求書情報を作成・電送する

9 ケアプランの登録、送受信 介

- ケアプランの登録、送受信をする（2027年1月(予定)より利用可能）

1 利用者一覧の閲覧

介護事業所・
みなし介護事業所向け

利用者一覧を閲覧・利用者を検索します。

介護WEBサービス利用におけるポイント

介護情報閲覧用の本人確認（5 利用者一覧への追加・削除ページ参照）を行った利用者を一覧で確認・検索ができます。

利用者の負担割合、申請区分、認定状況、同意ステータス等が確認できます。

業務の流れ

①利用者の介護情報確認

詳細手順

- 介護WEBサービスにログインし、登録されている利用者一覧を表示する
- 被保険者番号または利用者氏名、利用者氏名の頭文字で該当の利用者を検索する

※被保険者番号または氏名での検索が可能

※氏名の頭文字で絞り込むことが可能

2 介護情報閲覧（証情報、認定情報）

介護事業所・
みなし介護事業所向け

利用者（被保険者）の介護情報を閲覧します。

介護WEB サービス 利用における ポイント

利用者における介護情報をまとめて確認ができます。

証情報	介護保険被保険者証、負担割合証、限度額認定証等、給付に必要な情報を確認できます。 また、証書の更新された内容も即座に確認できます。
認定情報	要介護認定申請日や認定調査票等を確認できます。

業務の流れ

①利用者の介護情報確認

詳細手順

- 介護WEBサービスにログインし、登録されている利用者一覧を表示する
- 詳細情報を確認する利用者を選択する
- 選択した利用者の詳細情報画面が表示される

※タブの切り替えにより各介護情報の閲覧が可能

3 介護情報閲覧（認定審査会進捗、照会用LIFE情報、住宅改修・福祉用具購入）

介護事業所・みなし介護事業所向け

利用者（被保険者）の介護情報を閲覧します。

介護WEBサービス利用におけるポイント

利用者における介護情報をまとめて確認ができます。

認定審査会進捗	認定審査会の進捗として、要介護認定の進捗状況をフロー図で確認できます。
照会用LIFE情報	LIFEに係る情報を確認できます。
住宅改修・福祉用具購入	住宅改修費・福祉用具購入費の利用情報を確認できます。

業務の流れ

①利用者の介護情報確認

詳細手順

- 介護WEBサービスにログインし、登録されている利用者一覧を表示する
- 詳細情報を確認する利用者を選択する
- 選択した利用者の詳細情報画面が表示される（タブの切り替えにより各介護情報の閲覧が可能）

認定審査会進捗

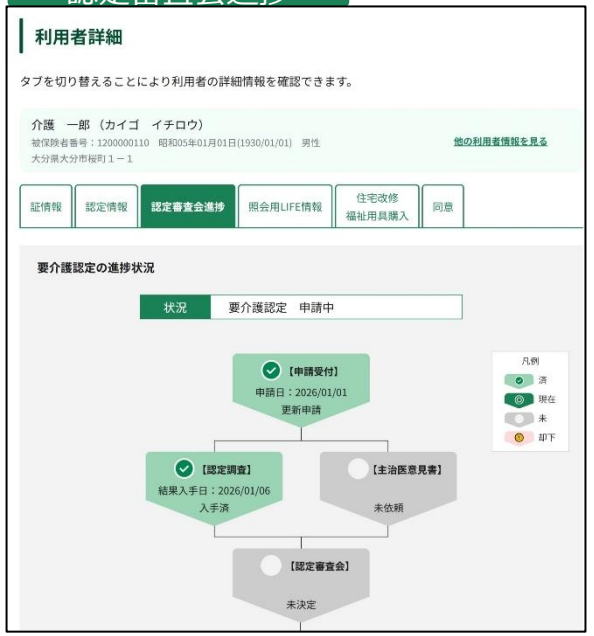

4 認定審査会資料の閲覧

他 その他

認定審査員が認定審査会資料を参照・ダウンロードします。

介護WEBサービス利用におけるポイント

市町村が登録した認定審査会資料を、市町村職員および審査会委員が閲覧・ダウンロードができます※1 。
印刷・郵送対応が不要になります。

※1 認定審査会資料のダウンロードは自治体により使用できない可能性がございます。

業務の流れ

①参照用URLをメールで受信 → **②認定会資料の参照・ダウンロード**

詳細手順

- 市町村職員または審査委員会に認定審査会資料参照用URLが記載されたメールが届く
- 参照用URLをクリックし、介護WEBサービスにログインする

※ログイン情報については別途保険者より審査会委員へ通知が必要となります

- 認定会資料の参照かダウンロードかを選択し、認定審査会資料を閲覧する

5 利用者一覧への追加・削除（A.マイナンバーカードでの本人確認）

介護事業所・みなし介護事業所向け

利用者の情報を介護WEBサービスから閲覧できるよう、登録をします。

介護WEBサービス利用におけるポイント

利用者情報は以下2種類の方法で登録ができます。

A.利用者のマイナンバーカードの読み取りによる本人確認：
利用者のマイナンバーカード※をカードリーダーにかざし、読み取りを実施することにより、利用者一覧にマイナ資格確認アプリで読み取った利用者情報が登録・表示されるため、手入力による誤入力を防ぐことができます。
※利用者のマイナンバーカードについて、健康保険証利用の登録済である必要があります。

B.利用者の介護保険証の券面情報を入力することによる本人確認：
利用者にマイナンバーカードをかざしてもらうことが困難な場合には、介護保険証の券面情報を介護WEBサービスに入力することで、利用者一覧に利用者情報が登録・表示されます。

業務の流れ

①マイナ資格確認アプリの起動 → **②利用者情報の登録（マイナンバーカード読み取り）**

詳細手順

- パソコンのデスクトップにあるマイナ資格確認アプリをクリックする
- パスコードを入力する

※マイナ資格確認アプリの設定手順は「【別紙】セットアップ手順書（介護保険資格確認等WEBサービス）」をご確認ください。

- カードリーダーに利用者のマイナンバーカードをかざして、次へを押下する

- 読み取り完了したら次へを押下する

- 閉じるを押下する

※カード読み取り後、24時間以内に介護WEBサービスで利用者一覧画面を閲覧する必要があります

※利用者が自身の事業所でのサービス利用が一定期間中断している場合、再度本人確認が必要になる場合がございます

5 利用者一覧への追加・削除（B.介護保険証の券面情報を入力）

介護事業所・みなし介護事業所向け

利用者の情報を介護WEBサービスから閲覧できるよう、登録をします。

介護WEBサービス利用におけるポイント

利用者情報は以下2種類の方法で登録ができます。

A.利用者のマイナンバーカードの読み取りによる本人確認：
利用者のマイナンバーカード※をカードリーダーにかざし、読み取りを実施することにより、利用者一覧にマイナ資格確認アプリで読み取った利用者情報が登録・表示されるため、手入力による誤入力を防ぐことができます。
※利用者のマイナンバーカードについて、健康保険証利用の登録済である必要があります。

B.利用者の介護保険証の券面情報を入力することによる本人確認：
利用者のマイナンバーカードをかざしてもらうことが困難な場合には、介護保険証の券面情報を介護WEBサービスに入力することで、利用者一覧に利用者情報が登録・表示されます。

業務の流れ

①利用者情報入力画面表示 → **②利用者情報の登録（券面情報入力）**

詳細手順

- 介護WEBサービスにログインする
- 利用者一覧画面を表示し、利用者登録を押下する

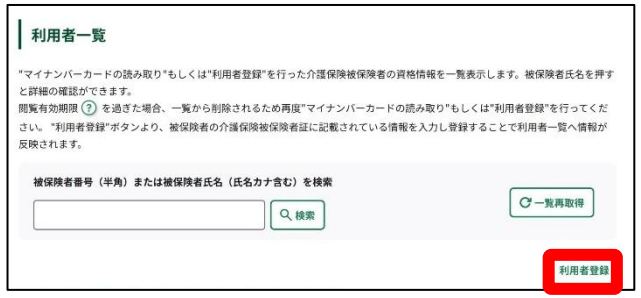

- 利用者の券面情報を入力し、介護WEBサービスにログインし、利用者一覧画面を表示し、利用者登録を押下する
- 利用者情報登録確認画面で登録内容を確認し、登録を押下する

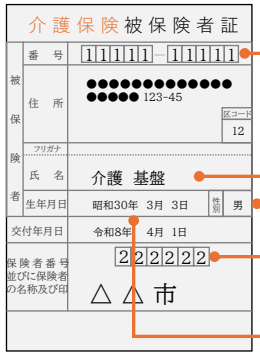

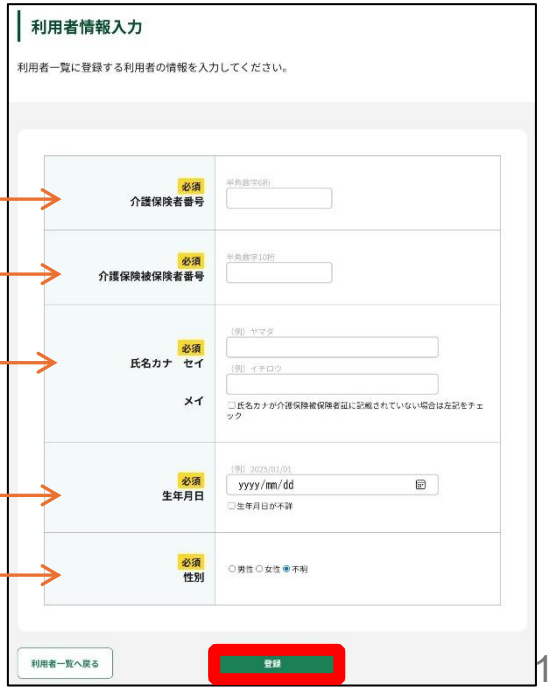

6 代行提出

介護事業所・
みなし介護事業所向け

居宅サービス計画作成依頼、介護予防サービス計画作成依頼の代行届出を登録します。

介護WEBサービス利用におけるポイント

利用者の本人確認の上、介護事業所から市町村へ以下の代行届出提出ができます。
郵送・窓口対応が不要になります。

- **居宅サービス計画作成依頼**
- **介護予防サービス計画作成依頼**
- **介護予防ケアマネジメント依頼**

業務の流れ

①利用者からの依頼受領 → **②代行届出の提出**

詳細手順

● 利用者から居宅サービス計画等の作成（または変更）依頼を受けた際に、**市町村への居宅サービス（または介護予防サービス）計画作成依頼（変更）届出**を利用者本人で実施するか、介護事業所で代行届出を提出するか、利用者と決定する

(介護事業所で代行届出を提出する場合)

● **利用者の本人確認実施の上、**介護WEBサービスにログインし、登録されている利用者一覧を表示する

● 代行届出を提出する対象者を選択する

● 利用者の詳細情報画面の「ケアプラン作成依頼届出代行提出」タブより必要情報を入力し、代行届出申請を実施する

居宅サービス計画作成依頼、介護予防サービス計画作成依頼の代行届出を登録する場合に必要な本人確認

下記いずれかを実施する
※なお、介護情報閲覧用の本人確認（P17,18参照）を行った24時間以内であれば本人確認不要

A. 利用者のマイナンバーカードの読み取りによる本人確認

B. 利用者の介護保険証の券面情報を入力することによる本人確認

7 同意登録・取り消し

介護事業所・みなし介護事業所向け

利用者（被保険者）の同意情報を登録します。

介護WEBサービス利用におけるポイント

利用者への本人確認の上、介護事業所は利用者の同意情報を登録することができます。
要支援・要介護認定申請書提出後であっても、同意の確認、登録、取り消しができます。

A.市町村が介護情報基盤とのデータ連携により同意情報を登録

B.介護事業所が介護WEBサービスの画面から同意情報を登録　※本ページで説明

※同意を取得することで、その時点で介護情報基盤に格納されている情報に加え、以後格納される情報についても閲覧可能となります。また提供する事業所ごとの同意取得は不要とします。（情報や事業所毎の同意ではなく包括的に同意しているとみなします。）

業務の流れ

①利用者の同意状況確認 → **②同意の登録**

業務詳細

- 介護WEBサービスにログインし、登録されている利用者一覧を表示する
- 詳細情報を確認する利用者を選択する
- 選択した利用者の詳細情報画面が表示される
- 利用者の詳細情報画面の「同意」タブより同意状況を確認する

- (介護事業所で同意を登録する場合)利用者の詳細情報画面の「同意」タブより登録を実施する

※介護情報閲覧用の本人確認（P17,18参照）を行った24時間以内に介護WEBサービスで同意を登録する必要があります

ポイント　認定申請時以外はA、Bいずれでも構いません

同意取得タイミング

要介護認定申請時 → 次回申請迄の間 → 更新・区分変更時 →

同意取得場所・概要

A.市町村が介護情報基盤とのデータ連携により同意情報を登録

- ✓ 被保険者の要介護認定申請時に、自治体が同意を取得
- ✓「要介護（更新）認定申請書・認定区分変更申請書」に設ける同意欄で同意取得

要介護認定申請時　更新・区分変更時

B.介護事業所が介護WEBサービスの画面から同意情報を登録

- ✓ 要介護認定の次回申請時において同意を取得するまでの間は、自治体に代わり、介護事業所が介護WEBサービスで同意を取得することも可能

本頁での説明内容　次回申請迄の間

8 主治医意見書・主治医意見書請求書作成

み みなし介護事業所向け

主治医意見書・主治医意見書請求書の登録をします。

介護WEBサービス利用におけるポイント

医療機関から市町村へ以下2種類の方法で主治医意見書・主治医意見書請求書の提出（電送）ができます。印刷・郵送対応が不要になります。

A.文書作成ソフトや電子カルテから電送

B.介護WEBサービスから電送　※本ページで説明

※なお、すでに利用している文書作成ソフト・電子カルテが介護情報基盤への情報連携に対応している場合は介護WEBサービスを利用いただく必要はありません。すでに使用している文書作成ソフトや電子カルテの介護情報基盤への情報連携の対応については、システム事業者に相談・確認をお願いいたします。

業務の流れ

①市町村からの主治医意見書作成依頼受領 → **②主治医意見書の作成** → **③主治医意見書請求書の作成**

詳細手順

- 市町村からの主治医意見書作成依頼書を受領する
  ※市町村によって依頼方法は異なる（郵送等）

(介護WEBサービス経由で主治医意見書の情報登録をする場合)

- 介護WEBサービスにログインし、主治医意見書作成対象者を登録する
- 主治医意見書作成画面にて対象者の主治医意見書内容を登録し、主治医意見書画面にて対象者の主治医意見書の内容を送信する

(介護WEBサービス経由で主治医意見書請求書の情報登録をする場合)

- 請求書情報登録画面に対象者の主治医意見書請求書の内容を登録し、主治医意見書請求書画面にて対象者の主治医意見書請求書を送信する

9 （予定）ケアプランの登録・送受信

介護事業所・
みなし介護事業所向け

ケアプランの事業所間での送受信、登録をします。

**介護WEB
サービス
利用における
ポイント**

**居宅介護支援事業所とサービス提供事業所間でケアプランのやりとり（電送）ができるようになります。
（印刷・郵送対応が不要になります。）**

※ケアプランデータ連携システムの機能が2027年1月に統合予定

※利用者における介護情報としてケアプラン情報も確認ができるようになる予定

参考　介護保険資格確認等ＷＥＢサービスで閲覧できる情報

①証情報

利用者詳細画面【証情報】では、下記の情報が閲覧できます。

- **利用者詳細**
  - 被保険者証記載の氏名
  - 被保険者証記載の氏名カナ
  - 被保険者番号
  - 生年月日
  - 性別
  - 被保険者証記載の住所
- **証情報（サマリ）**
  - **介護保険被保険者証**
    - 保険者の名称
    - 被保険者番号
    - 要介護区分等
    - 認定の有効期間_開始日
    - 認定の有効期間_終了日
  - **介護保険負担割合証**
    - 利用者負担の割合①
    - 適用期間-開始年月日①
    - 適用期間-終了年月日①
    - 利用者負担の割合②
    - 適用期間-開始年月日②
    - 適用期間-終了年月日②
    - 負担割合年度
- **介護保険負担限度額認定証**
  - **食費の負担限度額**
    - （介護予防）短期入所生活（療養）介護
    - その他サービス
  - **居住費または滞在費の負担限度額**
    - ユニット型個室
    - ユニット型個室的多床室
    - 従来型個室（特養等）
    - 従来型個室（老健・医療院等）
    - 多床室
    - 適用年月日
    - 有効期限
- **介護保険利用者負担額減額・免除認定証**
  - 給付率
  - 適用年月日
  - 有効期限
- **社会福祉法人等利用者負担軽減確認証（社会福祉法人等による利用者負担の軽減制度）**
  - **減額割合**
    - 対象サービス軽減割合
    - 食費軽減割合
    - 居住費軽減割合
    - 確認番号
    - 適用年月日
    - 有効期限
- **訪問介護利用者負担額減額認定証（障害ホームヘルプサービス利用者等の利用者負担額減額軽減処置）**
  - 減額内容（給付率）
  - 適用年月日
  - 有効期限
- **離島等地域における特別地域加算に係る利用者負担額軽減確認証**
  - 減額割合
  - 確認番号
  - 適用年月日
  - 有効期限
- **中山間地域における特別地域加算に係る利用者負担額軽減確認証**
  - 減額割合
  - 確認番号
  - 適用年月日
  - 有効期限
- **介護保険特定負担額減額認定証（特別養護老人ホームの要介護旧処置入所者に関する認定証）**
  - 食費の特定負担限度額
  - **居住費または滞在費の負担限度額**
    - ユニット型個室
    - ユニット型個室的多床室
    - 従来型個室
    - 多床室
    - 適用年月日
    - 有効期限
- **介護保険利用者負担額減額・免除等認定証（特別養護老人ホームの要介護旧処置入所者に関する認定証）**
  - 給付率
  - 適用年月日
  - 有効期限
- **社会福祉法人等利用者負担軽減確認証（社会福祉法人等による利用者負担の軽減制度）**
  - **減額割合**
    - 対象サービス軽減割合
    - 食費軽減割合
    - 居住費軽減割合
    - 確認番号
    - 適用年月日
    - 有効期限

②要介護認定情報　/　③ 照会用LIFE情報

利用者情報詳細画面【認定情報】では、下記の要介護認定に係る情報が閲覧できます。

要介護認定情報詳細
介護保険者番号
介護保険被保険者番号
要介護認定申請日
認定調査票(PDFまたはデータ)
主治医意見書情報(PDFまたはデータ)

利用者情報詳細画面【照会用LIFE情報】では、下記のLIFEに係る情報が閲覧できます。

障害高齢者の日常生活自立度

最新登録日から直近1年間の以下データの該当箇所に「●」を設定
- 1：自立
- 2：J1
- 3：J2
- 4：A1
- 5：A2
- 6：B1
- 7：B2
- 8：C1
- 9：C2

認知症高齢者の日常生活自立度

最新登録日から直近1年間の以下データの該当箇所に「●」を設定
- 1：自立
- 2：Ⅰ
- 3：Ⅱa
- 4：Ⅱb
- 5：Ⅲa
- 6：Ⅲb
- 7：Ⅳ
- 8：M

ADL

最新登録日から直近1年間の以下データの点数を設定
- 食事
- 椅子とベッド間の移乗
- 整容
- トイレ動作
- 入浴
- 平地歩行
- 階段昇降
- 更衣
- 排便コントロール
- 排尿コントロール
- 合計点数

生活・認知機能尺度

最新登録日から直近1年間の以下データの点数を設定
- 身近なもの（たとえば、メガネや入れ歯、財布、上着、鍵など）を置いた場所を覚えていますか
- 身の回りに起こった日常的な出来事（たとえば、食事、入浴、リハビリテーションや外出など）をどのくらいの期間、覚えていますか
- 現在の日付や場所等についてどの程度認識できますか
- 誰かに何かを伝えたいと思っているとき、どれくらい会話でそれを伝えることができますか
- 一人で服薬ができますか
- 一人で着替えることができますか
- テレビやエアコンなどの電化製品を操作できますか
- 合計

④住宅改修・福祉用具購入情報　/　⑤認定審査会進捗

利用者情報詳細画面【住宅改修・福祉用具購入】では、下記の住宅改修・福祉用具購入に係る情報が閲覧できます。

※居宅介護支援事業所または介護事業所等に所属し、利用者のケアプランを作成する介護支援専門員の方が閲覧できます。

住宅改修
介護保険者番号
介護保険被保険者番号
要介護度
住所
住宅改修に係る給付可能額
住宅改修に係る直近の給付日
介護給付分の改修内容
予防給付分の改修内容

福祉用具購入
介護保険者番号
介護保険被保険者番号
提供年度
福祉用具購入に係る給付可能額
福祉用具購入に係る直近の給付日
福祉用具の購入品目
介護予防の購入品目

利用者情報詳細画面【認定審査会進捗】では、下記の認定審査会進捗に係る情報が閲覧できます。

認定審査会進捗
状況
申請受付
要介護認定申請日
申請区分
認定調査
認定調査予定日/結果入手日
ステータス
主治医意見書
主治医意見書依頼日/入手日
ステータス

認定審査会
認定審査会開催予定日/開催日
ステータス
二次判定
二次判定日
判定区分
要介護認定
要介護認定日/却下取下日

⑥認定審査会資料情報

認定審査会資料情報確認画面では、下記の審査会資料に係る情報が閲覧できます。

※認定審査員の方が閲覧できます。

審査会資料
審査会資料（PDF）

No	改訂日	改訂箇所	改訂内容	版数
1	令和8年 5月12日	-	初版作成	1.00
2				
3				
4				
5				